

登録行政庁の変更届

大阪府以外にも営業所を設置する場合は、登録等の事務所管が大阪府知事から経済産業大臣又は経済産業省産業保安監督部長に変更となります。

経済産業大臣等への手続き後、本府へ登録行政庁変更届を提出していただくことになります。

- 登録行政庁変更届出書：〈様式第5〉
- 大阪府知事の登録証（原本）
- 産業保安監督部長又は経済産業大臣の登録証の写し

記入上の注意等

- 住所及び氏名は、住民票若しくは登記事項証明書通りに記入してください。
- 申請書類は1部提出してください。（控えが必要な方は2部）

【提出先】

〒532-0012 大阪市淀川区木川東3丁目6番20号 第五丸善ビル4階
株式会社リンク 免状交付・業登録センター
050-5574-5026（令和8年4月3日まで）
06-6829-7610／06-6829-7611（令和8年4月6日から）

(様式5 第5条)

登録行政庁変更届出書

令和 年 月 日

大阪府知事様

住 所 _____
電 話 番 号 () _____
(ふりがな)
(個人の場合) 氏 名 _____
(ふりがな)
(法人の場合) 名 称 _____
代表者名 _____

電気工事業の業務の適正化に関する法律第8条第2項(第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 従前の登録の年月日及び登録番号

平成・令和 年 月 日 大阪府登録第 _____ 号

2. 新たに登録をした行政庁、登録の年月日及び登録番号

平成・令和 年 月 日 登録第 _____ 号

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は、記載しないこと。